

差別を解消し、人権が尊重される 三重をつくる条例 に基づく「助言」

国籍要件の見直しを検討する目的

大切な県民の情報の漏えいを防止する

**（国際情勢の変化（＝外国政府の情報収集）
に対応する組織管理）**

排外主義、排他主義には与しない!!

前提

- ・「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」

(昭和28年内閣法制局見解)

- ・「原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであり、我が国以外の国家に帰属し、その国家との間でその国民としての権利義務を有する外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきである」

(平成17年1月26日最高裁大法廷判決)

ポイント

県民にとって重要な情報の漏えいを防止するため、県庁職員の採用にあたって国籍要件が必要か否か検討を行うにあたり実施したアンケートの設問及び補足資料に対する差別解消調整委員会の答申

主な 論点

- ①「過度な一般化」に該当するか
- ②差別解消条例上の「不当な差別」に該当するか
- ③日本国憲法第14条に抵触するか
- ④「誤導」に該当するか

- ➡ 諸外国においての法制度の創設は、コントロール不可
- ➡ 国及び35都道府県は国籍要件を維持
- ➡ 外国籍者の権利等を害したり妨げるような効果はない
- ➡ 補足資料で比較的公平に両論の判断材料を提示
- ➡ 国籍要件を特定の国に限定すると、特定の国に属する者に対する新たな差別を生み出すとの指摘

経緯

	年月日	内容
アンケート実施	令和7年12月25日	知事定例記者会見にて、国籍要件の設問を含む「みえ県民1万人アンケート」の実施を発表
	令和8年 1月19日	県議会総務地域連携交通常任委員会にて、「みえ県民1万人アンケート」及び補足資料について報告
	令和8年 1月26日	「みえ県民1万人アンケート」を発送
	令和8年 2月16日	「みえ県民1万人アンケート」回答期限

	年月日	内容
条例に基づく助言申立て	令和8年 4月 8日	条例に基づく助言申立て
	令和8年 4月28日	条例に基づく三重県差別解消調整委員会への諮問
	令和8年 5月 7日	第1回三重県差別解消調整委員会
	令和8年 6月 4日	第2回三重県差別解消調整委員会
	令和8年 6月29日	第3回三重県差別解消調整委員会
	令和8年 8月 3日	条例に基づく三重県差別解消調整委員会からの答申受領

年表

1990～	2000～	2010～	2020～			
1999 三重県職員の国籍要件撤廃 ・国籍要件を撤廃したのは本県を含め12府県のみ ・国及び35都道府県は国籍要件を撤廃していない 本県では過去20年において、医師や看護師などの専門職を中心に計9名採用	2004 在A国日本国総領事館員への強要	2010年代中頃 A国 国家に情報提供を求める法律制定	2020 東京都パスポートセンター 個人情報流出	2023 外務省「パスポート窓口担当者を日本国籍保有者に限定」	2024 首都圏工作機器メーカー 機密情報漏えい	2026～ 経済産業省「技術流出対策ガイドンス第2版」策定 自治体によるIT機器調達を国認定品に限定予定（総務省） 陸上自衛隊で外国由来のウイルスに感染したUSBメモリを使用と報道

国外在住者を含む自国民に対し、
情報収集活動に協力する
法的義務を課した

主な外国人による情報漏えい関係事案

1

2004年5月 在A国日本国総領事館員への強要

2005年12月の複数主要紙
報道によれば

在A国日本国総領事館員が残した遺書によると
領事館員が、A国公安当局関係者から女性問題を材料に外交機密情報を求められ、それを苦に自殺したとみられる

※外務省は事件発生直後から、事実関係の究明を求めるとともに、厳重な抗議を行っている
※A国公安関係者による遺憾な行為については、多くのメディアが報じている

2

2020年5月～2023年3月 東京都パスポートセンター個人情報流出

1,920人分

個人情報を書いた付箋を持ち出したとして、
警視庁は、都が窓口業務を委託していた事業者のA国籍の元女性職員を、
窃盗の疑いで書類送検

※外務省が2023年に旅券事務を民間委託する場合は「日本国籍保有者」に限定する通知を全国へ発出



3

2024年11月、2025年2月 工作機器メーカー機密情報漏えい

軍事転用可能な技術を持つ企業

首都圏の工作機械関連会社から営業秘密を口頭で漏らしたとして、
警視庁は、同社元社員と在日B国通商代表部の元職員を、
不正競争防止法違反(営業秘密開示)の疑いで書類送検



国の動き

外務省「パスポート窓口担当者を日本国籍保有者に限定」

2020年5月～2023年3月 **東京都パスポートセンター1,920人分の個人情報流出**

個人情報を書いた付箋を持ち出したとして、警視庁は、都が窓口業務を委託していた事業者のA国籍の元女性職員を、窃盗の疑いで書類送検

●2023年に旅券事務を民間委託する場合は「日本国籍保有者」に限定する通知を全国へ発出

経済産業省「技術流出対策ガイドンス第2版に改訂」

※経済産業省「技術流出対策ガイドンス第2版について」から引用

経済産業省は令和7年5月、企業の技術流出対策を示す「技術流出対策ガイドンス第1版」を策定。

→4月27日、同ガイドンスを改訂(第2版)

(「**重要技術を扱う部署への配属に際しての適性の確認**」、「**競業避止義務契約の活用**」を追加)

●安全保障上の重要技術を扱う部署への配属時は、配属候補者の以下の事項を総合的に考慮し、情報漏えいリスクを評価することが重要

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ・社内における情報管理状況 | ・ 外国政府の情報収集活動に協力する法的義務の有無 |
| ・外国政府等との関係 | ・情報取扱に関する前科の有無 |
| | ・情報取扱に関する非違歴の有無 |

総務省「地方自治体によるIT機器調達を国認定製品に限定」

自治体が使用するIT機器に関し、政府の評価制度で認定された製品を調達するための方針

⇒本年夏頃に省令改正、来年夏、運用開始予定

●政府調達においては、2019年からA国製機器を事実上、排除

論点①

1.「過度な一般化」に該当するか

(有識者(弁護士))

- ・外国籍者一般に情報漏えいリスクがあるとまでは言っていない
- ・外国籍者という属性ではなく、制度上のリスクを述べたもの

(アンケートを実施した県担当部)

- ・我が国とは異なる国家意思により同様の義務が課される可能性は否定できず、県や国がコントロールできるものではない
- ・外務省は池袋パスポートセンター事案を受け、旅券事務従事者を日本国籍者に限るよう求めており、外国の制度が情報漏えいリスクの要因になることは国においても共有

論点②

2. 条例上の「不当な差別」に該当するか

(有識者(弁護士))

- ・国籍要件の見直しの検討を行うための意識調査であり、外国籍者に特定の危険性があるとみなす趣旨ではない
- ・外国籍者の権利等を害したり妨げるような効果もない

(アンケートを実施した県担当部)

- ・国籍要件を設ける35都道府県で特定の国籍のみの取扱いを別にしていない

論点③

日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

3. 憲法第14条に抵触するか

(有識者(弁護士))

- ・外国籍住民の法的な権利義務に影響を及ぼすものではない
- ・平成17年1月26日最高裁大法廷判決では、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任されることを想定
- ・公務員の任用において、日本国籍者と外国籍者を区別することは制度上予定されたもの

(アンケートを実施した県担当部)

- ・「当然の法理」により国籍要件を設けた採用は、国・35都道府県で実施

論点④

4.「誤導」に該当するか

(有識者(弁護士))

- ・補足資料で両論の判断材料を示しており、一方に偏ったものではない

(アンケート結果分析の専門家)

- ・本設問及び補足資料について比較的公平に情報を提示している印象
- ・肯定派も否定派も明確な意思を持って選択していることがうかがえる

アンケートの取扱いに関する助言①

- 設問文は「不当な差別」にあたるものではないことから、非公表とすることは適切でないと考えられる
- 答申の指摘をふまえ、本設問の意図や公務員採用にかかる法制度等の丁寧な説明を加えるといった工夫が必要

アンケートの取扱いに関する助言②

- 本設問の回答結果については、①と同様に「不当な差別」にあたるものではない
- 非公表とすることで結果に対するさまざまな憶測を呼び、そこから新たな差別が助長される懸念があることから、県民の「知る権利」も考慮して公表するものとする
- 設問文及び補足資料と同じように丁寧な説明を加えるといった工夫が必要